

預けて安心!

# 白筆証書遺言書 保管制度

全国の  
**法務局**※で

ご利用いただけます。

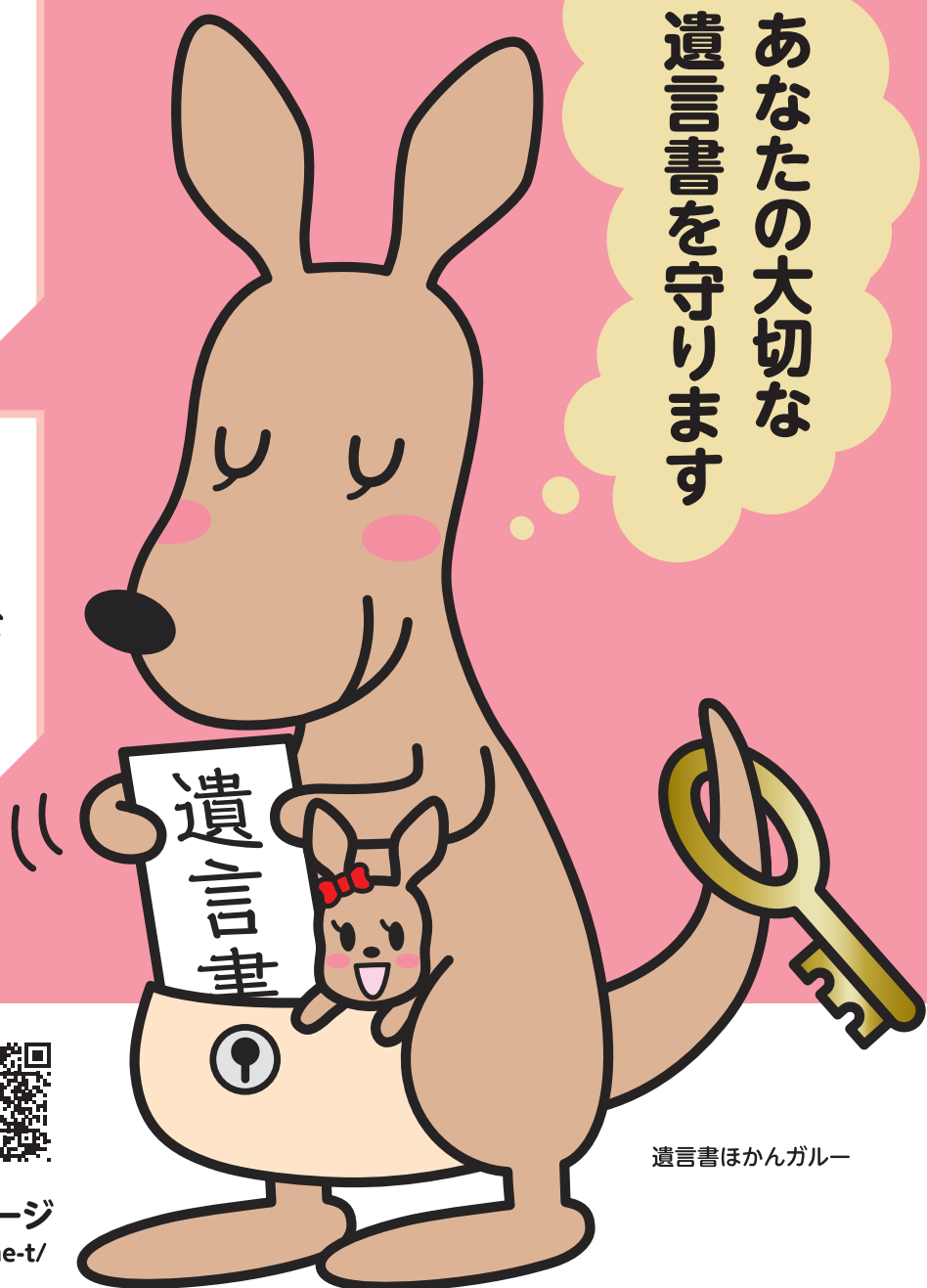
※本局・支局等合計312か所

遺言書の  
保管の申請には

**3,900円**が

かかります。

あなたの大切な  
遺言書を守ります



遺言書ほかんガルー

手続には  
予約が必要です



法務局手続案内予約サービス専用ページ  
<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

法務省民事局

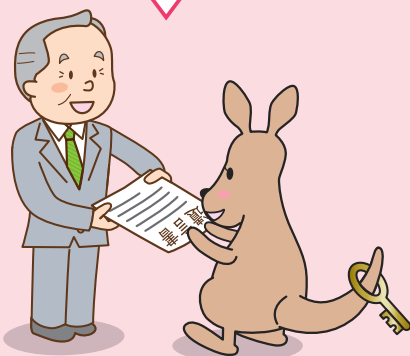
(詳しくは法務省のホームページへ)

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)



# 遺言者の手続

## 遺言書の保管の申請



- 🔑 手続には必ず遺言者本人が法務局にお越してください。
- 🔑 自筆証書遺言の方式について外形的な確認を行います。
- 🔑 遺言の内容についての相談はお受けできません。
- 🔑 遺言者は預けた遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。
- 🔑 亡くなられた後に通知したい方を指定することができます。

## 保管の申請に必要なもの

- 🔑 自筆証書遺言に係る遺言書
- 🔑 申請書※
- 🔑 添付書類(本籍の記載のある住民票等)
- 🔑 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)
- 🔑 手数料(収入印紙)



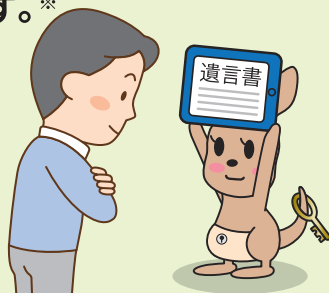
※申請書の様式は、以下のホームページからダウンロードできます。  
[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)  
また、法務局の窓口にも備え付けています。

令和5年10月から  
通知先を3名までに拡大



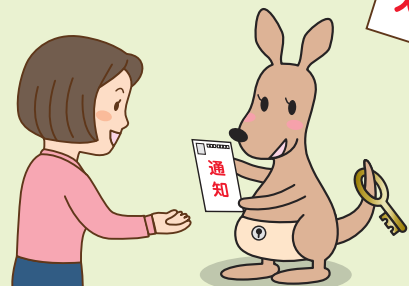
## 遺言者が亡くなられた後の手続

- 🔑 相続人等は、遺言書の内容の証明書(遺言書情報証明書)の請求や遺言書の閲覧をすることができます。※



※相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けた場合や、遺言書を閲覧した場合に、他の相続人等に通知します。

- 🔑 あらかじめ指定された方に対し、法務局から、遺言書が保管されていることを通知します。



## 検認不要

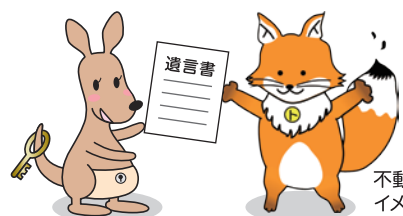
法務局において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。

- 🔑 保管した遺言書があれば、スムーズに相続登記の申請ができます。

※令和6年4月1日から、相続登記が義務化されました。



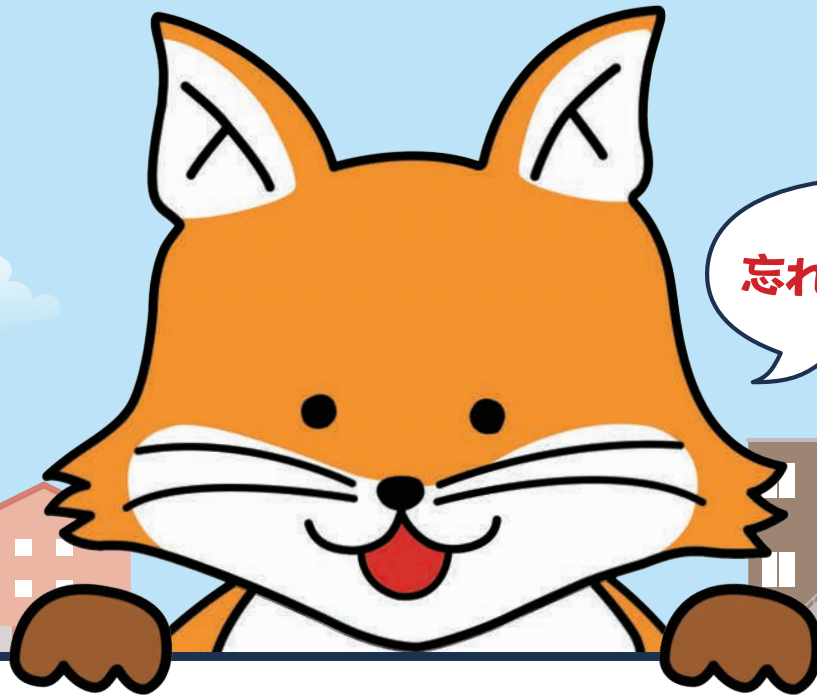
相続登記の義務化  
特設ページ



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

# 不動産を相続したら かならず相続登記!

令和6年4月1日から義務化されました



忘れないでね!!

不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

## Point ①

相続したことを知った日から  
**3年以内**に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、  
10万円以下の過料が科される可能性があります。

## Point ②

**義務化前の相続も対象!**

※義務化前に相続したことを知った不動産は、  
令和9年3月末までに登記する必要があります。

知らなかった!!



「シラナカッタヌキ」



# 不動産を相続した場合の対応方法

- 不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います
- ケースにより必要な登記や書類は異なります

## 遺言書がある

はい

法務局に保管した遺言書があれば相続登記の手続もスムーズ！



自筆証書遺言書  
保管制度

### 遺言の内容に基づく 所有権移転登記

※ 遺言により不動産を取得したことを知った日から3年以内

いいえ

## 遺産分割による話し合いがまとまった

はい

### 遺産分割の結果 に基づく相続登記

※ 不動産の相続を知った日から3年以内

いいえ

早期に遺産分割することが困難

### 相続人申告登記

- ・ 義務を簡易に履行できる仕組みです
- ・ 相続した不動産を売却するような場合には、別途、相続登記が必要です

※ 不動産の相続を知った日から3年以内

+

（相続人申告登記後に遺産分割がまとまった場合）  
遺産分割の結果に基づく相続登記

※ 遺産分割の日から3年以内

※ このフロー図は、不動産の相続に関する典型的なケースにおいて、通常想定される対応を示したものです

※ 相続した建物の登記がない場合には、相続登記をする前に、建物の登記（表題登記）をする義務があります

今なら、**相続登記**について登録免許税が**免除**される場合があります

（詳しくは、法務局ホームページをご覧ください）



**遺産分割**  
はお早めに！！



## 相続登記について知りたいときは



- 法務局ホームページでは、必要な準備や申請書の記載方法等をまとめた「**登記申請手続のご案内**」（登記手続ハンドブック）を提供しています



- 全国の法務局では、**手続案内（予約制）**を行っています

（各法務局の案内については）  
こちらから



（ウェブ登記手続案内について）  
こちらから



- **専門家（弁護士、司法書士、土地家屋調査士）に相談**したい場合は、こちら

日本弁護士連合会の  
ホームページ（法律  
相談のご案内）



日本司法書士会連合  
会のホームページ  
（登記手続のご案内）



日本土地家屋調査士  
会連合会のホーム  
ページ（表示に関す  
る登記のご案内）

